

別記(4)

函 歎 願 書

左ノ項目ニ付テ函ハ歎願致シマス

一伊藤俊夫 仲安一両君ヲ復職サレタギコト

理由

両君解雇ノ理由トシテ会社ノ発表サレタモノニ依レバ勤務時間中集会ヲ催シ社則違反云々トアリマスが事實ハ全ク相違シテ居ルヲアリマス 之ハ恐ラキ七月十二日午後ニ將半本倉庫ニ於テ十日レタ報告ヲ指スモノト思ハレマスが御茶知ノ通り午後ニ將半ハ本倉庫ニ於テハ所謂ニ將半ノ休ミニナワテ居リマス 従来負ノ自由ヲ特回デアル休憩時間中ニ何等カノ報告シタコトが果シテ社則違反デアリマスヤカニモ不拘会社ハコノ勤務時間中ト社則違反ヲ達ス旨伝ヒテ居リマスが各々従来負ハ其ノ眞意ヲ察解シ苦シムモノヲアリマス 然テ事ハ自分自身ノ問題デハナクシテ六名ノ誠首者引テハ一万三千ノ全従業員ノ運命ニ關スル一大重大問題アリマス 更ニコノ報告ナルモノモ前日ノ会社ノ態度ト翌十二日ノ会社ノ態度が余リニ約変シテ居タ爲メ勢イ報告セカルク得ナカッタノデアリマス ト云フハ芝浦支倉庫ニ於テ六名ノ無辞令者ノ解雇サレタ爲メ芝浦及本倉庫ノ全従業員ハ一致シテ其ノ復職ヲ歎願スルコトナリ両君ヲ代表者トシテ本月十一日会社ニ出頭サセタリデアリマス 之ニ對シ古屋課長ハ会社ニセ